

訪問介護、第一号訪問事業 訪問介護相当

重 要 事 項 説 明 書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 058-242-9255 (月曜日～金曜日 午前9:00～午後6:00)

※ ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

2. 事業者の概要

事業者名	有限会社サタケ産業
代表取締役	佐竹美代子
所在地	岐阜県岐阜市六条江東1丁目13番3号
設立年月	昭和62年5月11日

3. 事業所の概要

事業所名	さくら介護サービス
所在地	〒500-8267 岐阜県岐阜市茜部寺屋敷1丁目39番地1
介護保険指定番号	岐阜市指定 第2170105411号
サービスを提供する地域	岐阜市、瑞穂市、各務原市、羽島市、一宮市、羽島郡岐南町・笠松町

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(1) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	介護職員実務者研修	1名	0名	管理業務	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	4名	0名	管理業務	4名
		0名	0名	管理業務	0名
事務職員		0名	0名	事務業務	0名
従事者	介護福祉士	9名	2名	介護業務	11名
	介護職員実務者研修	5名	1名	介護業務	6名
	介護職員初任者研修	3名	4名	介護業務	7名
	ヘルパー2級	0名	1名	介護業務	1名
	准看護師	0名	1名	介護業務	1名

※ 職員の人数は、令和8年6月1日時点のものです。

(2) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00	備考
平 日	○	○	○	○	
土・日・祝日	○	○	○	○	

※ 時間帯により、利用者負担料金が異なります。

4. サービス内容

(1) 要介護者の場合

① 身体介護

食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換・更衣介助・離床・その他

② 生活援助

買い物・調理・掃除・洗濯・整理整頓・その他

③ 通院等乗降介助

通院に伴う一連の行為（離床、着脱、オムツ交換、車椅子介助、通院の準備等 20 分以上の介助）

(2) 訪問介護相当サービスを利用する要支援者の場合

訪問介護相当サービスの実施頻度は、サービス計画（ケアプラン）において位置づけられ、1 週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、サービス計画において具体的な実施日、1 回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえたサービス計画に定められます。ただし、契約者の状態の変化、サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

訪問介護相当サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。

そのため、下記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

(3) 介護予防・生活支援サービス事業を利用する要支援者及び事業対象者の場合

第 1 号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 利用料金

(1) 利用料

① 要介護者の場合

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(利用表)の1割です。但し、一定以上の所得がある方は利用者負担が2割以上になります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担になります。

【 料金表 ー基本料金、昼間ー 】

		20分未満 (163単位)	20分～30分未満 (244単位)	30分～1時間未満 (387単位)
身体 介護	利用料金	1,698円	2,542円	4,032円
	介護保険給付金額	1,529円	2,288円	3,629円
	自己負担額	169円	254円	403円
		20分～45分未満 (179単位)	45分以上 (220単位)	通院等乗降介助 (97単位)
生活 援助	利用料金	1,865円	2,292円	1,010円
	介護保険給付金額	1,679円	2,063円	909円
	自己負担額	186円	229円	101円
初回加算		2,084円	自己負担額	208円

※一単位 10.42円

○介護職員等処遇改善加算

介護職員の処遇改善として、安定的人材の確保及び資質向上の取組み、雇用管理や労働環境の改善の取組みを行う事業所を対象に加算されます。

※介護処遇改善加算（Ⅰ）ロ 28.7%が加算されます。

○特定事業所加算

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境整備、中重度者への対応などを行っている事業所に加算されます。

※特定事業所加算Ⅰ 基本単位数の20%が加算されます。

○初回加算

2,000 円／月（利用者負担金額 200 円／月）

新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が初回若しくは属する月に訪問介護を行った場合、またはその他の訪問介護員が訪問介護を行った際に同行した場合に加算されます。

過去 2 ヶ月に指定訪問介護の提供を受けていない場合、次回利用時は初回加算の対象になります。

※基本料金に対して、早朝・夜間帯は 25%増し、深夜は 50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくお客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情でかつ、お客様の同意を得て二人で訪問した場合は二人分の料金となります。

② 要支援者及び事業対象者

利用料金は 1 ヶ月ごとの定額制及び 1 回あたりの単位も希望により選択可能です。

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型独自 サービス11 (1月につき)	週 1 回程度の訪問型サービス が必要とされた者 (事業対象者・要支援1、2)	12,254 円／月	1,226 円	2,452 円	3,678 円
訪問型独自 サービス12 (1月につき)	週 2 回程度の訪問型サービス が必要とされた者 (事業対象者・要支援1、2)	24,477 円／月	2,448 円	4,896 円	7,344 円
訪問型独自 サービス13 (1月につき)	週 2 回を超える程度の訪問型 サービスが必要とされた者 (要支援2)	38,836 円／月	3,884 円	7,768 円	11,652 円
訪問型独自 サービス21 (1回につき)	標準的な内容の指定相当 訪問型 サービスである場合 (事業対象者・要支援1、2)	2,991 円／回	300 円	600 円	900 円
訪問型独自 サービス22 (1回につき)	生活援助が中心である場合 (一) 所要時間20分以上45分未満の場合 (事業対象者・要支援1、2)	1,866 円／回	187 円	374 円	561 円
訪問型独自 サービス23 (1回につき)	生活援助が中心である場合 (二) 所要時間45分以上の場合 (事業対象者・要支援1、2)	2,293 円／回	299 円	598 円	897 円

※一単位 10.42 円

上記の基本利用料は、岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業費の額等を定める要領で定める金額であり、その金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) 交通費

ホームヘルパーがお尋ねするための交通費の実費が必要となります。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先

利用日の前営業日の午後 6 時までにご連絡をいただいた場合	無 料
ご連絡をいただかなかった場合	当日のサービス費の一割

※ただし、利用者の病変・急な入院・施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合にはキャンセル料はいただきません。

(4) その他

- 1.お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話および交通費の実費
- 2.通院・買い物などの際、交通機関を使用した場合の費用はお客様のご負担になります。

6. 料金のお支払い方法

毎月、下旬までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払いください。お支払い方法は、現金支払い・郵便局口座自動引き落としのどちらかをご契約の際に選べます。なお、現金支払いの方は、支払いの際に領収証をお渡しします。口座引き落としの方は、引き落とし後に領収書を発行します。

7. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2)サービスの終了

①お客様の都合でサービスを終了する場合

- ・サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

②当社の都合でサービスを終了する場合

- ・ 人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了一ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合。

④その他

- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・お客様がサービス利用料金の支払いを二ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合、またはお客様やご家族などが事業者やサービス従事者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8. 当社の訪問介護サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される場合はお申し出ください。
男性ヘルパーの有無	○	同性介助・トランス時の力仕事等
従業員への研修の実施	○	毎月介護技術・連携の向上を目的とした研修を社内にて実施しています。
サービスマニュアルの作成	○	緊急マニュアル・ヘルパー指示書・評価結果の公表

運営の方針

- ①訪問介護員は、お客様の心身の特徴を踏まえてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護・生活援助・その他の生活全般にわたる援助を心をこめていたします。
- ②ホームヘルプサービスの提供方法について、わかりやすく説明し、懇切丁寧にサービスを提供いたします。
- ③お客様が不在などのため、サービス提供が出来ない場合は30分間現地にて待機いたします。
この時間を過ぎてもお客様が不在の場合は、サービスの中止とみなし、キャンセル料を頂きます。また30分以内に開始となる場合には、予定通りのサービス時間帯といたします。
- ④ホームヘルパーが入浴介助をする場合には、医師の診断やご家族の立会いとお願いすることがありますので、事前に相談をさせていただきます。ご了承ください。
下記の事情が生じた場合、担当のホームヘルパーを変更させていただく場合があります。
 - ・ホームヘルパーが退職、疾病などでサービス提供ができない場合。
 - ・サービス内容または訪問時間が変更になった場合。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより 主治医・救急隊・親族・民生委員・居宅介護支援事業者などへ連絡いたします。

10. サービス内容に関する苦情

相談・要望・苦情の窓口

訪問介護に関する相談、要望、苦情などはサービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

連絡先	電話：058-242-9255
	FAX：058-242-9258
担当者	サービス提供責任者
受付時間	月曜日から土曜日 午前9時から午後6時

行政機関その他苦情受付機関

岐阜市役所 介護保険課 支援係	所 在 地： 岐阜市司町 40 番地 1 電話番号： 0 5 8－2 1 4－2 0 9 3 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ) 受付時間： 8 時 45 分から 17 時 30 分
瑞穂市役所 福祉生活課	所 在 地： 瑞穂市別府 1288 番地 電話番号： 0 5 8－3 2 7－4 1 2 3 受付時間： 8 時 30 分から 17 時 15 分
各務原市役所 介護保険課	所 在 地： 各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地 電話番号： 0 5 8－3 8 3－1 7 7 8 受付時間： 8 時 30 分から 17 時 15 分
羽島市役所 高齢福祉課	所 在 地： 羽島市竹鼻町 55 電話番号： 0 5 8－3 9 2－9 9 3 2 受付時間： 8 時 30 分から 17 時 15 分
一宮市役所 高年福祉課	所 在 地： 一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 電話番号： 0 5 8 6－2 8－9 0 2 1 受付時間： 8 時 30 分から 17 時 15 分
岐南町役場 健康推進課	所 在 地： 羽島郡岐南町八剣 7 丁目 107 番地 電話番号： 0 5 8－2 4 7－1 3 2 1 受付時間： 8 時 30 分から 17 時 15 分
笠松町役場 健康介護課	所 在 地： 羽島郡笠松町司町 1 番地 電話番号： 0 5 8－3 8 8－7 1 7 1 受付時間： 8 時 30 分から 17 時 15 分
国民健康保険団体 連合会	所 在 地： 岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 電話番号： 0 5 8－2 7 3－1 1 1 1 受付時間： 9 時から 17 時

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

名 称	さくら介護サービス
職名	_____
説明者	_____ 印

私は契約書および本書面により、事業者から訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

(利用者)	
住 所	
氏 名	印

(代理人)	
住 所	
氏 名	印